

お知らせ 市民課窓口の混雑緩和にご協力ください

問市民課 ☎(082) 420-0925

3・4月は、引っ越し手続きのため窓口が大変混雑します。手続きが終わるまで2時間以上かかることもあります。

日	月	火	水	木	金	土
3月 3日 閉庁日	4日	5日	6日	7日	8日	9日 閉庁日
10日 日曜開庁	11日	12日	13日	14日	15日	16日 閉庁日
17日 閉庁日	18日	19日	20日 閉庁日	21日	22日	23日 閉庁日
24日 日曜開庁	25日	26日	27日	28日	29日	30日 閉庁日
4月 31日 日曜開庁	1日	2日	3日	4日	5日	6日 閉庁日
7日 閉庁日	8日	9日	10日	11日	12日	13日 閉庁日
14日 日曜開庁	15日	16日	17日	18日	19日	20日 閉庁日

■ やや混雑
 ■ 混雑
 ■ 大変混雑

◆3月10日・24日・31日、4月14日の日曜日 8:30~12:30は、市民課の受付を行っています。
★毎週木曜日は19:00まで受付を延長しています。

混雑を避けるために

- ・混雑が予想される日を選んでご来庁ください。
- ・日曜開庁や木曜日の夜間延長受付もご利用ください。
(左のカレンダーの◆★印を参照)
- ・マイナンバーカードを持っている人は、住民票などのコンビニ交付サービスもご利用ください。



受付業務は市ホームページをご覧ください



交付できる証明書は市ホームページをご覧ください

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます

マイナンバーカードを利用してオンライン申請すると、転出届を提出するときに市役所に行く必要がなくなります。



詳しくは、デジタル庁ホームページで



マイナポータルはこちらから

自身の引っ越しだけでなく、同じ世帯の人の引っ越しでも利用できます。

※転入先市区町村の窓口での転入届などの手続きは、必要です。

※海外へ引っ越しをする人は利用できません。

【手続きに必要なもの】

- ・電子証明書が有効なマイナンバーカード
- ・マイナポータルにアクセスできる端末 (スマートフォン、パソコン)

手続き 引っ越し時には水道の届け出もお忘れなく

問東広島市上下水道お客さまセンター ☎(082) 423-6333

使用開始の手続き

使用開始届 (ハガキ) を入口ドアノブ、ドアポストや郵便受けに置いています。必要事項を記入して、郵送してください。電子申請でも届け出ができます。電話では手続きできません。

※使用開始届 (ハガキ) がない場合は、お問い合わせください。

申電子申請または使用開始届 (ハガキ) を郵送

使用中止の手続き

事前に電子申請または電話で届け出てください。※届け出がない場合、引き続き料金が発生します。

申電子申請または電話

※水道の中止・開始の手続きを行うことで、下水道も併せて手続きされます。

電子申請はこちらから



NEW 「書かない窓口」を開始します

問市民課 ☎(082) 420-0915

市民課などの証明書交付窓口で「書かない窓口」を開始します。

【書かない窓口の流れ】

- ①職員が申請内容を聞き取り
 - ②職員が「名前・住所・生年月日」などが印字された申請書を作成
 - ③来庁者が、印刷された申請書を確認し署名
- 来庁者自身で記入する必要がなく、確認と署名などの最小限の記入のみで、手続きができるようになります。

日3月8日(金)から

対象業務 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書、所得証明書、納税証明書など

対象窓口 市民課、市民税課、資産税課、収納課



NEW 公共施設予約システムが新しくなります

問DX推進監 ☎(082) 420-0944

スポーツ・文化施設などの利用予約を受け付けている公共施設予約システムが新しくなります。新システムへの移行に伴い、公共施設予約システムが利用できない期間があります。

新システムの開始日時/3月19日(火) 6:00

システムが利用できない期間/
3月18日(月) 0:00~
3月19日(火) 6:00



NEW 龍王島自然体験村の予約システム

問都市整備課 ☎(082) 420-0955

インターネットによる予約・電子決済が龍王島自然体験村でもできるようになりました。



給付金 経済対策臨時支援給付金のお知らせ

問臨時特別給付金コールセンター ☎0120-780-125

次に該当する世帯の世帯主に、給付金を支給します。

1【住民税均等割のみ課税世帯】

対次の①~③の全てを満たす世帯

- ①令和5年12月1日に本市に住民票がある
- ②世帯全員が住民税均等割のみ課税者のみの世帯または住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者の世帯
- ③住民税非課税世帯(7万円給付の対象世帯)として下の3の給付金を受給していない世帯

給付金額/1世帯あたり10万円

※世帯の全員が住民税が課税されている人の扶養親族などに該当する場合は対象外

2【所得割非課税世帯子ども加算】

対次の①②の全てを満たす世帯

- ①令和5年12月1日に本市に住民票がある
 - ②個人住民税所得割が課せられていない世帯で、18歳以下の子どもを扶養している世帯
- 給付金額/18歳以下の子ども1人あたり5万円

※上の1・2の給付金の申請方法と締切

申対象世帯に、2月中旬から順次、申請書などを送付します。臨時特別給付金相談窓口まで提出してください。



締8月15日(木) ※消印有効

3【経済対策緊急支援給付金(7万円)の申請期限延長】

対象世帯には、個別に申請書などを送付しています。



締5月31日(金) ※消印有効

※3月15日(金)から延長になりました。

募集 パブリックコメントを募集します

中央生涯学習センター跡地等活用基本計画(案)

中央生涯学習センター跡地などの活用に関する計画です。



日3月1日(金)~29日(金)

場政策推進監、各支所・出張所、市ホームページ

対市内在住の人、市内に通勤・通学している人など

申持参または郵送、ファックス、電子申請

問政策推進監 ☎(082) 420-0917 FAX(082) 420-0402

補助金 省エネや太陽光などに関する補助があります

問申環境先進都市推進課 ☎(082) 420-0928

市では、一般家庭や事業者に対し、省エネや太陽光などに関するさまざまな補助を行っています。

※いずれの補助金も交付申請額が予算に到達次第、受付を終了します。

※申請は必ず着工前に行ってください。交付決定前に着工した場合、補助金は交付できません。

スマートハウス化支援補助金

一般住宅用の省エネ設備などに対する補助金です。

受4月1日(月)～令和7年2月28日(金)

補助金額	8～12万円
補助率	機器購入費・設置工事費などの補助対象経費の10分の1以内
対象設備	家庭向けの蓄電池・エネファーム・V2H(電気自動車用充電設備)

※補助対象設備により、金額が変わります。

住宅向け太陽光発電設備の補助

自宅に新たに設置する太陽光発電設備への補助です。

受4月1日(月)～令和7年1月31日(金)

補助金額	最大5万円/kW ※市の定める人口減少地域は最大7万円/kW
補助率	機器購入費・設置工事費などの補助対象経費の3分の1以内

事業者向け再エネ・省エネ設備の補助

市内事業者向けの再生可能エネルギー設備と省エネルギー設備に対する補助金です。

受5月1日(水)～令和7年1月31日(金)

対象設備	太陽光発電設備	蓄電池	高効率空調設備	高効率照明設備(LED)
補助金額	最大5万円/kW(上限100万円)	最大5万円/kWh(上限100万円)	上限50万円	
補助率	機器購入費・設置工事費などの補助対象経費の3分の1以内		機器購入費・設置工事費などの補助対象経費の2分の1以内	

※いずれも一部条件を満たした場合は、上限額の引き上げあり

省エネ診断・補助金申請を無料でお手伝いします

市内事業者の脱炭素化への取り組みを支援するため、スマートオフィス・スマートファクトリー化相談支援を行っています。電気代などのランニングコスト削減のため、ぜひご利用ください。

・省エネ診断(事業所のエネルギー使用量などを分析。結果に応じた設備改修案や利用可能な補助メニューなどを提示)

・補助金申請を行う際の書類作成などのお手伝い
※省エネ診断費と補助金事業の申請支援費は、市が負担します。

※補助事業採択後の諸費用や設備導入の費用などは、事業者負担です。

募集 職員を募集しています

手当や必要な資格など、詳細は市ホームページでご確認ください。
※申込書類を持参して提出する場合は、開庁時間(8:30～17:15)をお願いします。

職名	業務内容	勤務地	資格など	報酬	勤務時間など	申込期限	問い合わせ先
高齢者地域生活相談員	高齢者の相談対応や支援など	地域包括ケア推進課	要	月額 162,925円	週28時間45分(週4～5日)	3月13日(水)必着	地域包括ケア推進課 ☎(082) 420-0984
障害福祉サービス利用支援員	認定調査や相談対応など	障害福祉課	要	月額 162,925円	週28時間45分(週4日)	3月13日(水)必着	障害福祉課 ☎(082) 420-0180
保健師・助産師	家庭訪問や相談支援	子ども家庭課	要	月額 162,925円	週28時間45分(週4～5日)	3月8日(金)必着	子ども家庭課 ☎(082) 420-0407
母子保健事業事務員	システムや予約の管理など	子ども家庭課	要	月額 149,934円	週28時間45分(週5日)	3月8日(金)必着	子ども家庭課 ☎(082) 420-0407
栄養指導員	栄養指導や施設監査	子ども家庭課	要	月額 162,925円	週28時間45分(週5日)	3月8日(金)必着	子ども家庭課 ☎(082) 420-0407
家庭相談員	相談対応や自立支援	子ども家庭課	要	月額 162,925円	週28時間45分(週4日)	3月8日(金)必着	子ども家庭課 ☎(082) 420-0407
心理相談員	発達相談や保護者などの心理的ケアなど	子ども家庭課	要	月額 131,757円	週23時間15分(週3日)	3月8日(金)必着	子ども家庭課 ☎(082) 420-0407
地域子育て支援センター相談員	相談援助やイベントの企画実施など	子ども家庭課	要	月額 138,929円	週28時間45分(週5日)	3月8日(金)必着	子ども家庭課 ☎(082) 420-0407
小・中学校臨時教諭・講師	常勤または非常勤で授業などを行う	市内各小・中学校	要	職種により異なる	職種により異なる	随時	学事課 ☎(082) 420-0975



防災 大切な命を守るため 災害への備え

問東広島消防署 ☎(082) 422-6567

“災害”に備えて

日本では、地震や津波、台風、豪雨、土砂災害など、毎年多くの災害が発生し甚大な被害が生じています。また、高い確率で南海トラフ巨大地震が起こることも危惧されています。

大規模災害はいつ発生するか分かりません。いざというときに備えて、家族や地域の人と話し、普段から準備しておくことが大切です。

ポイント

- ・家具の転倒防止や窓ガラス飛散防止
- ・ハザードマップ(危険箇所)の把握
- ・避難場所(災害種別)や避難経路の確認
- ・家族や親戚との連絡手段の確認
- ・非常用袋(非常食・常備薬・貴重品など)の準備
- ・早い避難(避難場所・垂直避難・親戚宅など)

人命救助の精鋭部隊「高度救助隊」

高度救助隊は、「人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員」で編成される人命救助専任の精鋭部隊です。大規模災害を教訓に、令和3年4月に東広島消防署本署に配置しました。

高度救助隊の主な活動

- ・市内の建物火災や交通事故などの災害救助
 - ・水難救助事案
 - ・航空機事故
 - ・有毒物質や放射線による特殊災害
- ※管内全域(東広島市・竹原市・大崎上島町)のきわめて過酷な現場で活動
※大地震や風水害など、日本全国で発生する大規模災害へも緊急消防援助隊として出動

極めて過酷な現場で活動を行う高度救助隊は、強靱な体力と精神力、知識・技能が求められます。隊員たちは、あらゆる災害を想定した訓練を繰り返し、災害に備えています。



[特殊災害対応訓練]



[がれき災害(倒壊建物)救助訓練]



[火災救助(屋内進入)訓練]



[水難救助(潜水)訓練]

発隊時に一新 保有する車両や資機材



- ①救助工作車：救助を専門にした車両。クレーンや約200m先まで照らせる照明を備え、約200種類の救助資機材も積載
- ②地中音響探知機：倒壊家屋などに取り残された要救助者の微弱な声や音を検知し、要救助者の位置を特定
- ③画像探索機：がれきなどの隙間から、カメラを差し込み内部の状況や要救助者の様子を確認

安全・安心なまちへ“使命”

～要救助者とともに必ず生還する～



東広島消防署 江籠 当直司令官

高度救助隊が向かう先には、過酷な状況の中、助けを待っている人がいます。我々は、高度救助隊の誇りと責任を胸に、人命救助「最後のとりで」として、市民の皆さんの笑顔と安全・安心のため、全力を挙げて任務を遂行します。